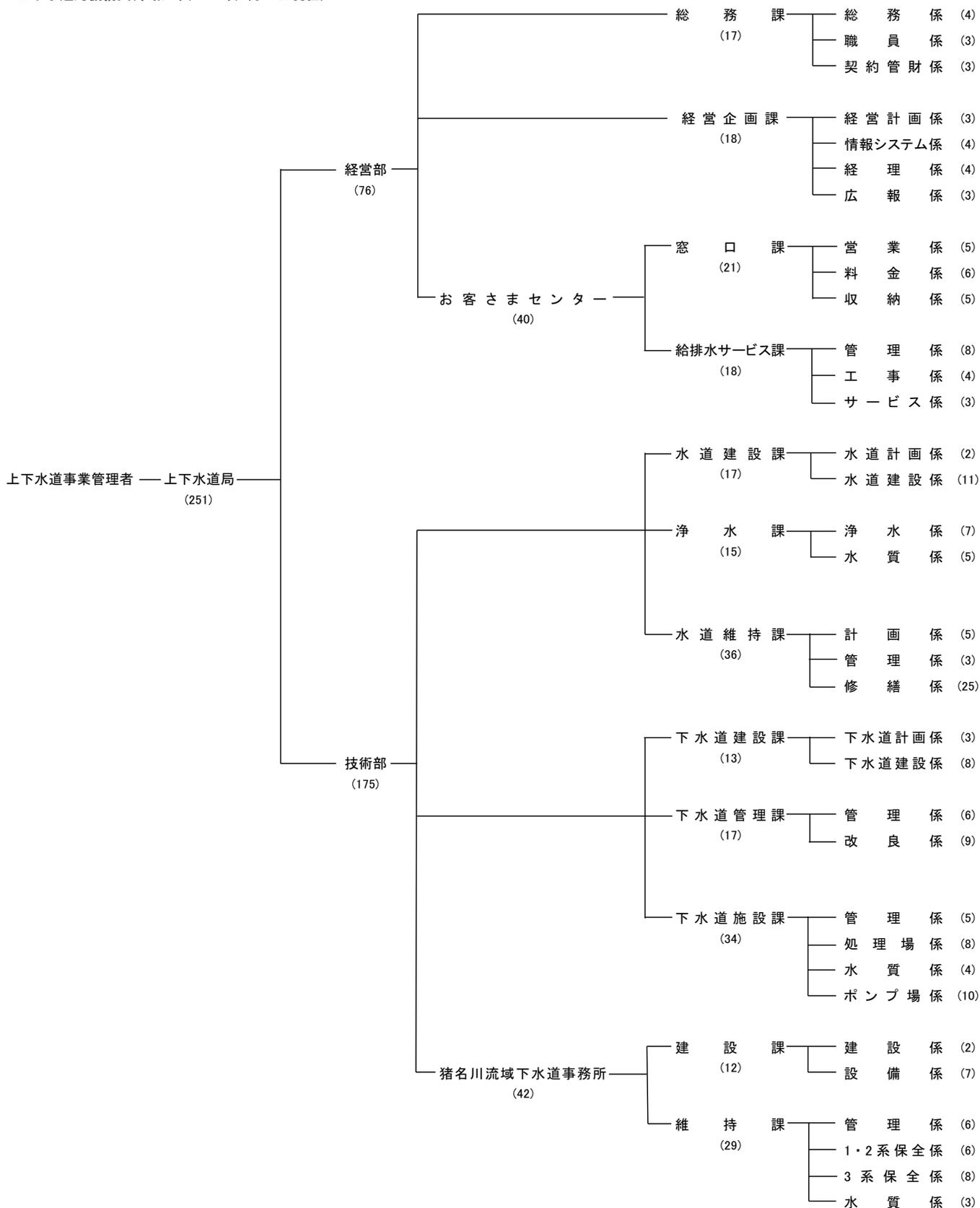


機構と職制

1.機構

上下水道局機構図(令和6年(2024年)3月31日現在)



※各課の人数は、所属長と各係の人数の合計に、係に所属していない主幹・課長補佐・副主幹を加えた実数である。

2.事務分掌

経営部

総務課

- (1) 総括事務及び総括事務に係る主管部課との連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2) 文書の收受，配布，発送及び保存に関すること。
- (3) 公印の管守に関すること。
- (4) 管理者の秘書事務に関すること。
- (5) 企業管理規程の制定改廃に関すること。
- (6) 予算に係る事務に関すること。
- (7) 業務状況の公表に関すること。
- (8) 受水，分水の供給契約に関すること。
- (9) 公益社団法人日本水道協会に関すること。
- (10) 公益社団法人日本下水道協会等関係団体との連絡調整に関すること。
- (11) 職員の任免，分限，賞罰，服務その他身分に関すること。
- (12) 職員の給与等に関すること。
- (13) 職員の福利厚生に関すること。
- (14) 職員の健康管理に関すること。
- (15) 職員の研修に関すること。
- (16) 人事，給与その他労働条件の調査，研究及び計画に関すること。
- (17) 被服の貸与に関すること。
- (18) 労働組合に関すること。
- (19) 公務災害，安全衛生に関すること。
- (20) 苦情処理共同調整会議に関すること。
- (21) 総括安全衛生委員会に関すること。
- (22) 物品（1件100,000円以上のものに限る。この号において同じ。）の購入契約（定期刊行物，図書及び写真の現像焼付を除く。）並びに物品の修繕契約（定期検査時以外の自動車等の修理を除く。）に関すること。
- (23) 印刷の発注契約に関すること。
- (24) その他用度に関すること。
- (25) 工事請負契約等に係る連絡調整に関すること。
- (26) 庁舎管理及び庁中取締りに関すること。
- (27) 車両管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (28) 財産台帳の整備に関すること。
- (29) 用地の取得及び処分に関すること。
- (30) 行政財産の使用許可に関すること。
- (31) 上下水道施設の維持管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (32) 車両及び施設事故に係る保険の事務手続に関すること。
- (33) 危機管理に関すること。
- (34) 他の部，課に属しないこと。

経営企画課

- (1) 事業経営に係る企画，調査及び研究に関すること。
- (2) 事業の基本計画の策定及び総合調整に関すること。
- (3) 事務改善及び総合調整に関すること。
- (4) 事業の統計に関すること（窓口課の所管に係るものを除く。）。
- (5) 広報，啓発及び広聴に係る事務の総括に関すること。
- (6) 上下水道事業運営審議会に関すること。

- (7) 環境保全に関すること。
- (8) 情報化の推進に係る企画，調整及び調査研究に関すること。
- (9) 上下水道情報システムの開発及び維持管理に関すること。
- (10) 業務系及び庁内情報系システムのセキュリティに関すること。
- (11) 業務系及び庁内情報系の電算関連設備の運用に関すること。
- (12) 業務系及び庁内情報系ネットワーク網の整備及び維持管理に関すること。
- (13) 電子計算機及び関連機器の導入に係る調整に関すること。
- (14) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (15) 支出命令書の審査に関すること。
- (16) 決算に係る事務に関すること。
- (17) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (18) 収入及び支出証拠書類の保管に関すること。
- (19) たな卸資産の検収管理に関すること。
- (20) たな卸資産の貯蔵計画に関すること。

お客さまセンター

窓口課

- (1) 水道料金及び下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の統計に関すること。
- (2) 給水装置の開栓及び閉栓の受付及び処理に関すること。
- (3) 臨時用栓の受付，審査及び実態調査に関すること。
- (4) 共同住宅等の各戸検針及び各戸収納に関すること。
- (5) 水道使用水量の計量及び認定に関すること。
- (6) 給水装置の不正使用に係る調査及び処理に関すること。
- (7) 水道使用水量の審査及び事故の処理に関すること。
- (8) 水道料金等の調定並びに水道料金等及び修繕料の納入の通知に関すること。
- (9) 水道料金等の減免に関すること。
- (10) 水道料金等の精算に関すること。
- (11) 水道料金等及び修繕料の収納整理に関すること。
- (12) 水道料金等及び修繕料の過誤納金の還付に関すること。
- (13) 滞納に係る水道料金等及び修繕料の収納及び督促に関すること。
- (14) 水道料金等及び修繕料の不納欠損処分に関すること。
- (15) 停水処分に関すること。
- (16) 下水道使用料の滞納処分に関すること。
- (17) 水道料金等及び修繕料の納付に係る企画調整に関すること。
- (18) 料金システムに係る企画調整に関すること。
- (19) 所管に係る専用公印の管守に関すること。
- (20) その他窓口事務に関すること。

給排水サービス課

- (1) 給水装置工事の申込受付及び設計審査に関すること。
- (2) 給水装置工事に係る加入金，工事費及び諸手数料の調定，納入の通知及び収納整理に関すること。
- (3) 給水装置工事の材料に関すること。
- (4) 給水装置工事申込書の管理に関すること。
- (5) 所管に係る請負工事（少額の緊急工事に限る。）の検査に関すること。
- (6) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (7) 土地利用の調整に係る給水装置工事の協議に関すること。
- (8) 給水装置及び排水設備に係る資料の写しの交付に関すること。
- (9) 所管に係る水道技術管理者（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条に定める者をいう。以下同じ。）の事務に関すること。

- (10) 給水装置工事に係る立会，検査及び工事費の精算に関すること。
- (11) 所管に係る請負工事の設計，施行及び監督に関すること。
- (12) 水道メーターの取替，修繕及び検収に関すること。
- (13) 鉛給水管取替工事助成金の交付に関すること。
- (14) 貯水槽水道の指導管理に関すること。
- (15) 給水装置及び排水設備に係る改善指導に関すること。
- (16) 処理区内における水洗化の指導促進に関すること。
- (17) 排水設備工事の確認申請及び検査並びに各種届出に関すること。
- (18) 指定排水設備工事業者及び責任技術者に関すること。
- (19) 水洗便所改造助成金及び貸付金に関すること。
- (20) 水洗便所改造貸付償還金の収納及び督促に関すること。
- (21) 受益者負担金の賦課収納に関すること。
- (22) 受益者負担金の報奨金の交付に関すること。
- (23) 受益者負担金の減免に関すること。
- (24) 受益者負担金の滞納処分に関すること。
- (25) 給排水相談に関すること。

技術部

水道建設課

- (1) 水道施設の計画の策定及び調整に関すること。
- (2) 水道施設の設計施工基準に関すること。
- (3) 水道施設の材料に関すること。
- (4) 水道施設整備事業の施行計画及び施行年次割申請に関すること。
- (5) 水道施設建設に伴う他機関への各種認可申請に関すること。
- (6) 水道施設整備工事の設計，施行及び監督に関すること。
- (7) 送配水施設の増補改良工事の設計，施行及び監督に関すること。
- (8) 送配水管施設の増補改良工事の施行計画に関すること。
- (9) 給水管整備工事の計画の策定及び調整に関すること。
- (10) 受託配水管敷設工事の事務に関すること。
- (11) 受託配水管敷設工事の設計，施行及び監督に関すること。
- (12) 日報及びしゅん工図の整理及び保管に関すること。
- (13) 所管に係る水道技術管理者の事務に関すること。
- (14) 所管に係る工事の費用の精算に関すること。
- (15) 所管に係る給水管整備工事の調査，設計，施行及び監督に関すること。
- (16) 所管に係る道路調査及び他機関への各種申請に関すること（他に定めのあるものを除く。）。
- (17) 所管に係る他機関への道路使用許可申請に関すること。
- (18) 技術的事項の連絡調整に関すること。

浄水課

- (1) 取水及び受水に関すること。
- (2) 浄水作業及び水処理工程における水質の監視に関すること。
- (3) 水道施設の遠隔監視及び制御に関すること。
- (4) 送配水量の調整に関すること。
- (5) 取水，導水，浄水，送水及び配水施設（導送配水管を除く。）の改良，維持管理及び保守点検並びに保安業務に関すること。
- (6) 水道法に基づく健康診断に関すること。
- (7) 水道法に基づく水質検査計画の策定に関すること。
- (8) 所管に係る水道技術管理者の事務（水質検査を除く。）に関すること。
- (9) 水道水の水質検査及び水質管理に関すること。
- (10) 水道用及び水質検査用薬品管理に関すること。

水道維持課

- (1) 導送配水管の維持管理に係る調査及び工事の設計並びに作業計画の策定に関する事。
- (2) 管路施設の点検整備に係る計画策定及び作業に関する事。
- (3) 導送配水管の維持管理に係る工事の施行に関する事。
- (4) 導送配給水管に係る各種占用継続申請に関する事。
- (5) 所管に係る導送配水管の移設工事の設計及び施行に関する事。
- (6) 所管に係る給水管整備工事の調査及び設計に関する事。
- (7) 所管に係る給水管整備工事の施行及び監督に関する事。
- (8) 漏水防止計画の策定に関する事。
- (9) 漏水防止に係る作業に関する事。
- (10) 修繕の受付に関する事。
- (11) 修繕料の調定及び減免に関する事。
- (12) 修繕工事の材料に関する事。
- (13) 修繕工事の施行に関する事。
- (14) 所管に係る他機関への各種申請に関する事。
- (15) 所管に係る請負工事（少額の緊急工事及び路面復旧工事に限る。）の検査に関する事。
- (16) 所管に係る水道技術管理者の事務に関する事。
- (17) 道路パトロールに関する事。
- (18) 地下埋設協議に関する事。

下水道建設課

- (1) 下水道計画の調査及び申請に関する事。
- (2) 下水道計画に係る関係部課及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (3) 下水道事業の認可申請に関する事。
- (4) 下水道の新設及び改築工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (5) 下水道の新設及び改築工事に係る補助の申請及び完了実績報告に関する事。
- (6) 下水道工事に係る関係部課及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (7) 工事の施行に伴う補償（保安措置を含む。）に関する事。

下水道管理課

- (1) 下水道の管理、調査及び相談（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (2) 下水道敷の占用許可及び占用料に関する事。
- (3) 下水道台帳の管理及び閲覧に関する事。
- (4) 宅地造成に伴う下水道施設の審査に関する事。
- (5) 下水道の供用開始及び下水の処理開始の公示に関する事。
- (6) 公共下水道に係る施行承認及び公共下水道への接続許可に関する事。
- (7) 所管に係る請負工事（少額の緊急工事に限る。）の検査に関する事。
- (8) 浸水防除（危機管理課に属するものを除く。）に係る連絡調整に関する事。
- (9) 下水道の保全及び調査に関する事。
- (10) 下水道の修繕工事及び改良工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (11) 既設下水管に係る汚水及び雨水ますの設置に関する事。
- (12) 下水道の維持修繕業務に関する事。
- (13) 下水道のしゅんせつ及び清掃業務に関する事。
- (14) 下水道の巡視点検に関する事。
- (15) 公共下水道へ排除する事業場の各種届出に関する事。
- (16) 公共下水道へ排除する下水の採水及び水質検査に関する事。
- (17) 公共下水道への下水の排除に係る報告の徴収に関する事。
- (18) 公共下水道への下水の排除に係る指導及び処分に関する事。

下水道施設課

- (1) 庄内処理場及びポンプ場の維持管理に関する事。

- (2) 庄内処理場及びポンプ場の修繕工事等の設計，施行及び監督に関すること。
- (3) 庄内処理場及びポンプ場の防災設備及び危険物の管理に関すること。
- (4) 庄内処理場及びポンプ場の機械，電気設備の新設，改築及び改良工事の設計，施行及び監督に関すること。
- (5) 庄内処理場及びポンプ場の水質管理並びに水質に係る各種記録及び報告に関すること。
- (6) 庄内処理場及びポンプ場で発生するし渣，沈砂等及びごみの処分に関すること。
- (7) 庄内処理場及びポンプ場の設計図書及び技術資料等の保管に関すること。
- (8) 工場排水の水質検査に関すること。
- (9) 公共用水域の水質調査に関すること。
- (10) 雨水貯留施設の機械，電気設備の維持管理及び修繕工事等に関すること。
- (11) 課に属する車両の管理に関すること。
- (12) 維持管理に係る調査統計に関すること。
- (13) 資材，機器等の管理に関すること。

猪名川流域下水道事務所

建設課

- (1) 流域下水道計画の調整及び調査研究に関すること。
- (2) 流域下水道受託事業の府県との調整に関すること。
- (3) 流域下水道受託事業工事の設計，施行及び監督に関すること。
- (4) 流域下水道受託事業の毎年度の施行割の申請に関すること。
- (5) 流域下水道受託事業工事の機械，電気設備の設計，施行及び監督に関すること。

維持課

- (1) 原田下水処理場処理施設の機械，電気設備の修繕工事等の設計，施行及び監督に関すること。
- (2) 原田下水処理場1・2系水処理施設の機械，電気設備の維持管理に関すること。
- (3) 前号の施設の機械，電気，自家発電設備の保守点検及び保安業務の記録に関すること。
- (4) 原田下水処理場処理施設の運転業務に関すること。
- (5) 原田下水処理場処理施設の防災設備及び危険物の管理に関すること。
- (6) 原田下水処理場処理施設の設計図書及び技術資料等の保管に関すること。
- (7) 原田下水処理場の水質管理並びに水質検査に係る各種記録及び報告に関すること。
- (8) 原田下水処理場内で発生する下水汚泥等及びその焼却灰の分析に関すること。
- (9) 流域下水道接続に伴う水質検査に関すること。
- (10) 原田下水処理場の施設の維持管理に関すること。
- (11) 原田下水処理場内で発生するし渣，沈砂等及びごみの処分に関すること。
- (12) 原田下水処理場内の管渠の維持管理及び修繕に関すること。
- (13) 事務所の事務管理に関すること。
- (14) 維持管理に係る調査統計に関すること。
- (15) 流域下水道接続許可申請の協議に関すること。
- (16) 関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (17) 資材，機器等の管理に関すること。
- (18) 事務所に属する車両の管理に関すること。
- (19) 事務所内の他の課に属しないこと。

3.職員構成

(1)水道事業

○年齢別職員構成

各年度3月31日現在

区分 年齢	令和4年度								令和5年度							
	事務職		技術職		技能職		計		事務職		技術職		技能職		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～24	0	0	3	0	0	0	3	0	1	0	2	0	0	0	3	0
25～29	0	2	6	1	0	0	6	3	0	1	5	1	1	0	6	2
30～34	1	1	2	0	1	0	4	1	1	1	3	0	1	0	5	1
35～39	1	0	3	2	0	0	4	2	1	1	5	1	0	0	6	2
40～44	2	1	3	1	3	0	8	2	2	0	1	1	2	0	5	1
45～49	1	1	14	1	8	0	23	2	2	1	10	1	5	0	17	2
50～54	8	1	8	1	9	3	25	5	7	1	14	1	11	2	32	4
55～59	9	1	12	0	3	1	24	2	9	1	13	0	4	2	26	3
60歳以上	1	1	4	0	1	0	6	1	2	1	1	0	0	0	3	1
合計	23	8	55	6	25	4	103	18	25	7	54	5	24	4	103	16
平均年齢	50歳2月		46歳1月		50歳3月		48歳2月		49歳9月		46歳6月		50歳2月		48歳3月	

※上記の表では再任用職員(令和4年度:2名、令和5年度:5名)を除いています

○勤続年数別職員構成

各年度3月31日現在

区分 勤続年数	令和4年度								令和5年度							
	事務職		技術職		技能職		計		事務職		技術職		技能職		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
3年未満	0	3	3	0	0	0	3	3	1	3	6	0	1	0	8	3
3～5	0	0	4	1	1	0	5	1	0	0	2	1	1	0	3	1
6～10	3	0	3	0	0	0	6	0	3	0	3	0	0	0	6	0
11～15	1	0	9	3	1	0	11	3	2	0	8	2	1	0	11	2
16～20	0	0	2	1	4	0	6	1	0	0	2	1	2	0	4	1
21～25	2	2	8	0	11	1	21	3	2	1	3	0	8	1	13	2
26～30	7	0	11	1	6	1	24	2	8	1	15	1	9	1	32	3
31～35	5	1	10	0	1	2	16	3	5	1	10	0	1	2	16	3
36～40	4	1	5	0	1	0	10	1	3	0	5	0	1	0	9	0
41年以上	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1
合計	23	8	55	6	25	4	103	18	25	7	54	5	24	4	103	16
平均勤続年数	26年5月		22年4月		25年0月		24年0月		25年8月		22年2月		25年3月		23年10月	

※上記の表では再任用職員(令和4年度:2名、令和5年度:5名)を除いています

(2)下水道事業

○年齢別職員構成

各年度3月31日現在

区分 年 齢	令 和 4 年 度								令 和 5 年 度							
	事務職		技術職		技能職		計		事務職		技術職		技能職		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
20 歳 未 満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
25 ～ 29	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	3	0	0	0	3	0
30 ～ 34	0	1	17	0	0	0	17	1	0	1	14	0	0	0	14	1
35 ～ 39	0	3	24	1	0	0	24	4	0	2	21	2	0	0	21	4
40 ～ 44	1	1	16	1	1	0	18	2	1	1	18	1	0	0	19	2
45 ～ 49	5	1	16	1	1	0	22	2	2	0	15	1	2	0	19	1
50 ～ 54	0	0	14	0	1	0	15	0	1	1	18	0	1	0	20	1
55 ～ 59	1	0	16	0	0	1	17	1	1	0	14	0	0	0	15	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	3	1
合 計	7	6	108	3	3	1	118	10	6	5	106	4	3	1	115	10
平 均 年 齢	44歳8月		43歳6月		51歳6月		43歳10月		46歳8月		44歳1月		52歳6月		44歳7月	

※上記の表では再任用職員(令和4年度1名、令和5年度2名)を除いています

○勤続年数別職員構成

各年度3月31日現在

区分 勤続年数	令 和 4 年 度								令 和 5 年 度							
	事務職		技術職		技能職		計		事務職		技術職		技能職		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
3 年 未 満	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	5	1	0	0	5	1
3 ～ 5	0	0	4	0	0	0	4	0	0	0	8	0	0	0	8	0
6 ～ 10	0	2	19	0	0	0	19	2	0	1	12	0	0	0	12	1
11 ～ 15	0	2	35	3	0	0	35	5	0	2	36	2	0	0	36	4
16 ～ 20	1	1	3	0	1	0	5	1	0	1	6	1	1	0	7	2
21 ～ 25	1		13	0	2	0	16	0	1	0	9	0	2	0	12	0
26 ～ 30	4	1	12	0	0	1	16	2	3	1	14	0	0	1	17	2
31 ～ 35	0	0	14	0	0	0	14	0	1	0	13	0	0	0	14	0
36 ～ 40	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	3	0	0	0	4	0
41 年 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7	6	108	3	3	1	118	10	6	5	106	4	3	1	115	10
平 均 勤 続 年 数	22年4月		17年8月		23年11月		18年4月		24年0月		18年3月		24年11月		18年11月	

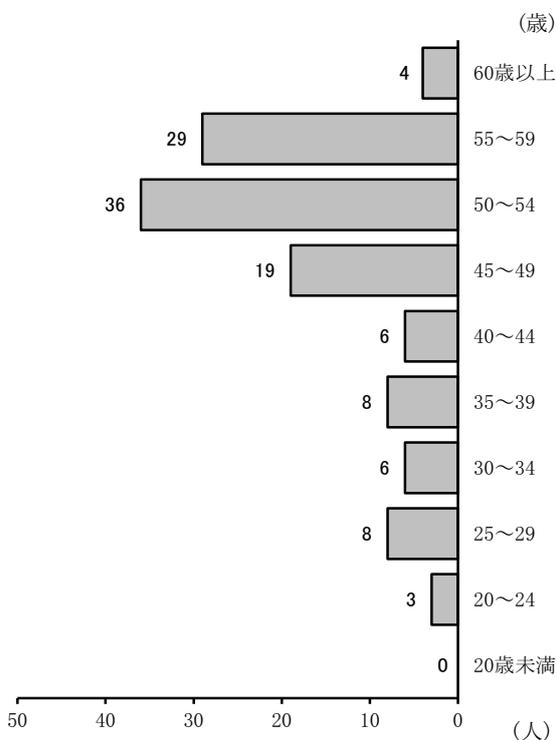
※上記の表では再任用職員(令和4年度1名、令和5年度2名)を除いています

(3)職員構成グラフ

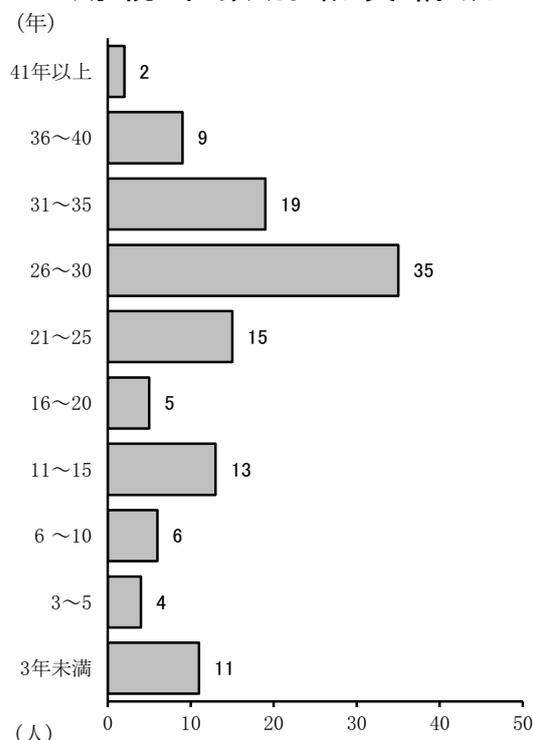
○水道事業

令和6(2024)年3月31日現在

年齢別職員構成



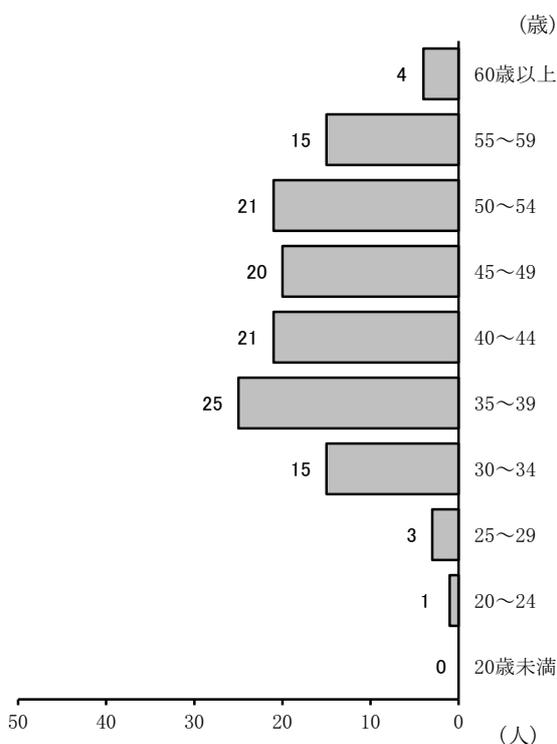
勤続年数別職員構成



○下水道事業

令和6(2024)年3月31日現在

年齢別職員構成



勤続年数別職員構成

